

秋田県特別職報酬等審議会 議事要旨

日時：平成25年4月15日（月）14:00～15:00

場所：ルポールみずほ 3階「ねむ」

（人事課長から諮問書、資料に基づき説明し、その後、質疑を経て、各委員が意見を発言）

（質疑）

- 藤原委員 参考資料③の一般職の職員給料の減額について、これが初めての減額か。以前にも実施したことがあるのか。
- 人事課長 一般職については、平成19年途中から21年度末まで給与の削減措置を講じている。その終了後、昨年11月までの間は実施していない。
- 渡邊委員 諮問内容のうち平成26年11月1日から29年4月30日までの措置についても、現時点で答申しなければならないのか。
- 人事課長 知事の任期4年間の給与のあり方を一括して諮ったものであり、一体的に審議していただきたい。条例改正も一括して行いたいと考えている。
- 渡邊委員 4年も経てば、経済情勢も大分変わってくると思うが、どうか。
- 笠井委員 ものの価値が変わったり、急激な円安になったりしている情勢の中でも、これを変える予定がないのか。
- 人事課長 臨時的な減額措置として終期を定める必要があり、知事の任期の全期間について定めることが適切と考えている。任期4年間で二つの期間に区分し、それぞれこのようにしたいというものを一緒に提示したものである。
- 高橋委員 平成26年11月からの期間が始まる際に、場合によっては審議会を開催して、意見を求めるということもあり得るのか。
- 総務部長 社会情勢に応じて異なる減額率とするのが適切ということになれば、改めて提案するが、現時点では、この先の任期についてこの案で実施したいと考えている。
- 一般職の職員の給与は地域の民間給与に準拠すべきとされているが、特別

職については法制的には準拠すべきものがない中で、他の都道府県との均衡を踏まえることは必要なこと。今後、異なる判断が必要な場合には、また別の提案をすることになる。

(意見)

渡邊委員

アベノミクスで輸出産業や貿易関係、大手企業ではベースアップをしても、地方や中小企業はついていけない。県内企業は、コストアップでむしろ苦しい状況にあるが、徐々にでも改善し、ベースアップできるところが出てきてほしい。

最近、知事、副知事の給料を上げるという提案はなく、地方の状況や県財政の状況、一般職の職員の給与の状況を見れば、このような提案もやむを得ないが、常に減額の方向ではなくて、例えば、平成26年11月から先のことについては、状況が非常に良くなるかもしれず、今こうした形で決めるのは残念である。

山本委員

秋田県の財政力指数や経常収支比率を踏まえれば、知事の25%減額の延長は致し方ない。

経済が上向きで、これから先4年間で財政状況も変わっていけば再度の提案も検討できるということなので、今回はこれで良いと考える。

藤原委員

副知事の給与水準がやや低いという印象を受ける。他県でも必ずしも5%刻みの減額ではなく、そのように感じたところである。

また、減額期間が平成29年4月までということだが、途中で見直しができるということなので、これでいいと考える。

高橋委員

人件費の削減等により、県財政の経常収支比率、実質公債費比率などが好転しており、行政としての努力は感じられる。

減額については残念な気持ちもあるが、給料の基準として財政力指数等が一つのポイントであるという点からは、今回の諮問案は妥当と思う。

各財政指標のほか、ラスパイレス指数や有効求人倍率なども影響するのであれば、判断材料としてその時々々の現況を示すよう努めて、我々もそれを見ながら、どのような給与水準が妥当なのかを判断していきたい。

東海林委員

知事給料の25%減については、一般職員の臨時的減額措置に鑑みて5%拡大した経緯や、厳しい経済、財政状況が続いていることから、やむを得ない。

平成26年11月からの20%減については、経済状況が良くない中では上げづらいだろうが、他県との均衡上、あるいは県の経済情勢、財政事情等が好転したときには、本来の額に戻すのが筋である。これについては、その都度状況を見ながら判断していくことが必要だが、今の段階では妥当である

と考える。

清水委員 減額はやむを得ないが、県のトップの給料を下げることで県内の労働者の賃金の下降にも波及するのではないかと危惧している。地方公務員の給与を下げるよう、国が地方交付税を減額して迫っている状況もある。

春闘では、公務員給与の引下げに合わせて賃金を下げるという使用者も見られるなど、県のトップの給料の減額や県職員の給料の引下げが民間にも影響するので、減額割合を少し緩和できないか。

ただし、就職率が非常に低く、働く場がない状況で、給与の減額分を雇用対策予算として活用することは有意義であり、痛し痒しのところがある。

小玉委員 今回の諮問案には概ね賛成である。本県の財政状況に係る指数を見ても、減額はやむを得ない。

29年4月30日までの間の措置についても、県内経済、あるいは財政状況が良くなれば見直すことも可能だということなので賛成したい。

笠井委員 減額割合が大きく、一般職にも影響するのではないかと危惧している。リーダーが自身の給料を下げるとしても、下の若い職員の給料も下げていいのか、仕事への意欲を失うのではないかと心配される。一般職の臨時減額措置は平成26年10月31日までとされているが、それ以降どうなるかということもある。

今回の知事選挙に対抗馬がなかったのは秋田県がある意味で落ち着いているということであり、そうならば、減額割合を緩和すべきというのが本音である。ただし、情勢の変化に応じて再度の審議もあるということで、今回はこれで納得した。

池村会長 多くの委員の意見から、本審議会として、諮問の減額措置の内容については「妥当」とするのが適切であると考えている。

平成26年11月から29年4月までの減額については、知事の任期の全期間について定めた旨の説明があり、これはこれとして良しとしなければならないと考えるが、経済状況の好転という要素に鑑みて減額割合を緩和できるようにすることに期待する意見が多数あり、これを附帯的な意見として加えたいと思う。

(異議なし)